

2024 年 8 月 28 日

投資家の皆様へ

大和アセットマネジメント株式会社

**「常陽 3 分法ファンド」
繰上償還決定のお知らせ**

「常陽 3 分法ファンド」につきまして、繰上償還にかかる異議申立手続きの結果、信託終了日を繰り上げ、2024年9月27日をもって繰上償還することを決定しましたので、お知らせいたします。

1. 繰上償還となる証券投資信託の名称
常陽 3 分法ファンド

2. 異議申立手続きの結果

信託約款の規定に基づき、2024 年 7 月 12 日現在の受益者の方を対象に、2024 年 7 月 12 日から 2024 年 8 月 21 日まで繰上償還に関する異議申立ての受付を行ないましたが、異議を申立てた受益者の方の受益権の合計口数が、2024 年 7 月 12 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えなかったため、2024 年 9 月 27 日をもって繰上償還することを決定しました。

3. 取得申込みの受付停止

繰上償還の決定を受け、2024 年 8 月 31 日以降、新規の取得申込みの受付を停止します。

4. 今後の運用

繰上償還に対応するため、わが国の短期金融資産等を中心とした安定運用に切り替えます。切り替え完了後は、投資対象資産等の値動きによる基準価額の変動がほとんどなくなりますので、お含みおきください。

以上